

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当たる翌日が休日には、その

する。

昭和四十四年五月三十日

鳥取県知事 石破二朗

目次

## 規則

則

### 鳥取県職員の共済制度に関する規則の一部を改正する規則

### 鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

### 昭和四十四年鳥取県家計調査要綱

### 救急病院の決定

### 争議行為を行なう旨の通知

### 昭和四十二年八月鳥取県告示第五百二十六号の一部改正

### 家畜伝染病予防法によるピロプラズマ病検査の実施

### 昭和四十三年五月鳥取県告示第三百九十四号の一部改正

### 解除予定の保安林にする旨の通知

### 保安林の指定の解除

### 第五種共同漁業権の免許を受けた者の定めた遊漁規則の変更の認可

### 地籍調査の成果の認証

### 換地計画の適否の決定

### 土地の立入りの通知

### 土地区画整理事業の実施の認可

### 道路の位置の指定

昭和四十四年四月三十日付鳥取県公報第四千三十二号登載の告示中訂正

△正誤

次のように改正する。

規

則

鳥取県職員の共済制度に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

## 鳥取県規則第二十八号

鳥取県職員の共済制度に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県職員の共済制度に関する規則(昭和三十六年十一月鳥取県規則第

五十六号)の一部を次のように改正する。

第三条及び第四条を削り、第五条を第三条とする。

第六条中「会長」を「長」に改め、同条を第四条とする。

### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
昭和四十四年五月三十日

鳥取県知事 石破二朗

## 鳥取県規則第二十九号

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県手数料徴収規則(昭和三十一年一月鳥取県規則第一号)の一部を

別表一第一百九十七号中「実技試験を行う場合 別記のとおり」を「実技試験を行う場合 千五百円」に改める。  
別記を削る。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### 告 示

#### 鳥取県告示第三百三十七号

鳥取県統計調査条例（昭和二十五年三月鳥取県条例第七号）に基づき、昭和四十四年鳥取県家計調査を次の要綱により行なうので、同条例第二条の規定により告示する。

昭和四十四年五月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗  
昭和四十四年鳥取県家計調査要綱

#### 一 調査の目的

この調査は、昭和四十四年の本県における農家、林家及び漁家以外の世帯の家計収支の実態をとらえ、県民所得推計及び諸種の施策立案の基礎資料を得ることを目的とする。

#### 二 調査の範囲

この調査は、本県における農家、林家及び漁家以外の世帯のうち、別に定める抽出方法によつて選定した町村の百二十世帯について行なう。

この調査は、次の事項について行なう。

#### 三 調査事項

- 1 勤労者世帯については、家計上の収支に関する事項
- 2 勤労者以外の世帯については、家計上の支出に関する事項
- 3 世帯員及び住居に関する事項

#### 四 調査の期間

昭和四十四年九月一日から十月三十一日までの二箇月間とする。

#### 五 調査の方法

この調査は、知事が町村長に委託して行なうものとし、三の調査事項中1及び2は被調査世帯が所定の家計簿に記入する方法で、3は調査員が被調査世帯に対して質問し、その結果を世帯票又は準調査世帯票に記入する方法で行なう。

#### 六 調査に係る書類の提出期限及び提出先

次に定めるところにより、町村長を経由して知事に提出すること。

- 1 家計簿 調査した月の翌月の十五日まで
- 2 世帯票 二部のうち一部は十月十五日まで、一部（調査員用）は調査終了後の所定の日まで
- 3 準調査世帯票 十月十五日まで

#### 七 結果の公表

この調査の結果は、鳥取県発行の「統計月報」により公表する。

#### 鳥取県告示第三百三十八号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条に規定する救急病院を次のとおり定めたので、同省令第二条の規定により告示する。

昭和四十四年五月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

境港市上道町一八九四

菊川病院

境港市米川町四四

鳥取県済生会 境港病院

## 鳥取県告示第三百三十九号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定に基づき、博愛病院従業員組合執行委員長石田登から争議行為を行なう旨の通知があつたので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十四年五月三十日

鳥取県知事 石破二朗

別表  
串間市 同県都城市

群馬県	勢多郡	新潟県	東頸城郡	福井県	浜市	静岡県	富士市	同県島
田市	同県庵原郡	奈良県	山辺郡	大分県	日田市	同県宇佐市	宮崎県	

## 鳥取県告示第三百四十一号

家畜伝染病の発生を予防するため、次の要領により、ピロプラズマ病検査及びだに駆除を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して検査及び駆除を受けることを命ずる。

昭和四十四年五月三十日

鳥取県知事 石破二朗

一 実施の目的 ピロプラズマ病予防のため  
二 實施する区域 別表のとおり

米子市加茂町一丁目一番地 医療法人同愛会 博愛病院

保安要員を除く組合員によるあらゆる形の争議行為の一部又は全部を実施する。

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

牛。ただし、生後三月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。

四 實施の期日 別表のとおり

五 検査の方法

- 別表
- |       |      |          |
|-------|------|----------|
| 実施期日  | 実施区域 | 実施場所     |
| 六月 九日 | 溝口町  | 大内検診場    |
| " " " | "    | 金屋谷・水原 " |
| " " " | 江府町  | 瓜菜沢・本谷 " |
| " " " | "    | 大平原 "    |
| " " " | 十二日  | "        |
| " " " | 十六日  | 栗尾 "     |
| " " " | 十七日  | 奥渡 "     |
| " " " | 十八日  | 大草山 "    |
| " " " | 十九日  | 萩山滑 "    |
| " " " | 二十日  | 桑平山 "    |
| " " " | 日南町  |          |

鳥取県告示第三百四十二号

昭和四十三年五月鳥取県告示第三百九十四号（豚等の移入を禁止する区域の指定について）の一部を次のように改正し、昭和四十四年五月三十日から施行する。

昭和四十四年五月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

別表を次のように改める。

群馬県前橋市 同県邑楽郡 埼玉県大里郡 富山県高岡市

鳥取県告示第三百四十三号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十四年五月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡大山町大字飯戸字向原一五四四の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路の敷地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第三百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十四年五月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

00469

二

(一)

解除に係る保安林の所在場所

岩美郡国府町大字岡益字繁谷北六八八、六九〇、六九〇の三、字細尾山六九五の一、東伯郡三朝町大字三朝字下平二〇五の二、字湯谷口二八四、西伯郡名和町太字倉谷字防垣一一〇の一、米子市愛宕町四九の一から四九の三まで、祇園町一丁目八四、久米町九六の一から九六の三まで、九九

(二) 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

(二) 保安林として指定された目的

潮害の防備

(三)

指定理由の消滅

(三)

解除の理由

(三)

指定理由の消滅

四 変更後の漁規則の施行の日  
昭和四十四年五月三十日

## 鳥取県告示第三百四十六号

国土調査法（昭和二十六年法律第二百八十号）第六条の三第二項の規定により定めた事業計画に基づき実施した地籍調査の成果を同法第十九条第二項の規定に基づき認証したので、同法同条第四項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十四年五月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

事業主体名	調査年度	認証事業量
気高町	昭和三十五年度及び 昭和三十六年度	三二〇・八〇 ha

鳥取県告示第三百四十七号  
昭和四十四年五月三十日  
鳥取県耳六百四番地笠原登ほか十九名の者から申請のあつた倉吉市耳地区の換地計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十四年五月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間  
昭和四十四年六月一日から二十日間

## 鳥取県告示第三百四十八号

土地收回法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一條第一項ただし書の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの通知があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十四年五月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一

(一) 起業者の名称 建設大臣

(二) 事業の種類 天神川砂防工事

(三) 立ち入ろうとする土地の区域  
東伯郡関金町大字山口、大字今西、大字堀及び大字野添

四 立ち入ろうとする期間

昭和四十四年六月三日から昭和四十五年三月三十一日まで

二

(一) 起業者の名称 建設大臣

(二) 事業の種類 天神川改修工事

(三) 立ち入ろうとする土地の区域  
東伯郡関金町地内

倉吉市鴨河内地内、藏内地内、福守地内及び巣城地内

四 立ち入ろうとする期間

昭和四十四年六月三日から昭和四十五年三月三十一日まで

## 鳥取県告示第三百四十九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第二百十九号）第四条の規定に基づき、  
米子市上福原団地土地区画整理事業の施行を認可したので、同法第九条第  
二項の規定により次のように告示する。

昭和四十四年五月三十日

昭和四十四年五月三十日

鳥取県知事 石破 二朗

一 土地区画整理事業の名称 米子市上福原団地土地区画整理事業

二 施行地区に含まれる地域の名称 米子市上福原

三 事務所の所在地 鳥取市江崎町一番地

四 施行認可の年月日 昭和四十四年五月二十九日

五 施行者の名称及び事務所の所在地

鳥取県住宅供給公社

鳥取市江崎町一番地

六 事業年度 昭和四十四年度

七 公告の方法

鳥取市江崎町一番地鳥取県住宅供給公社前に掲示する。

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定に  
よる申請に基づき、次とおり昭和四十四年五月二十三日道路の位置を指

定したので、同規則第十条の規定により告示する。  
その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十四年五月三十日

鳥取県知事 石破 二朗

申請人の住所及び氏名 道路の位置の指定場所 道路の幅員及び延長

鳥取市西品治 六七八の三 鳥取市湯所町一丁目 六〇五の二の一部

水口久子 六〇六の二部

六〇六地先水路

六〇六の二の一部

六〇六の三の一部

六〇六の三地先水路

六〇九の二部

六〇九地先提防

六一八の一部

六一八地先水路

六二九の一部

六二〇の一部

正

誤

昭和四十四年四月三十日付鳥取県公報第四千三十二号登載の告示（保安林予定森林の一部を変更する旨の通知について）中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

六 上 十一 頁 段 行

誤

鳥取県告示第三百八十号 鳥取県告示第二百八十号

正